

# 開発行為又は建築行為に関する相談について

開発許可が必要となるか否か、戸田市宅地開発事業等指導条例及び戸田市中高層建築物等の建築に係る紛争の防止と調整に関する条例に該当するか否かを、相談票及び添付資料により判断します。

●次のいずれかに該当する場合、相談票の提出を行ってください。

- ・宅地開発等の計画区域が500㎡以上の場合
- ・宅地開発等の計画区域が500㎡未満であるが、現況として隣地との一体的な利用が可能な土地や同一又は同一とみなされる者※1が所有する土地が、500㎡以上である場合
- ・建築物の高さが10mを超える見込みの計画である場合
- ・建築物の延床面積が1000㎡以上となる見込みの計画である場合
- ・建築確認申請において、「開発行為又は建築等に関する証明書」を添付する必要がある場合
- ・宅地開発等の計画が位置指定道路の築造を伴う場合
- ・宅地開発等の計画区域が市街化調整区域である場合
- ・その他

●相談票の判断のため、次の資料（○印は必須）を併せてご提出ください。

- 案内図（住宅地図等）
- 土地の登記簿謄本（写）※2
- 公図（写）  
（土地区画整理事業地内の場合※3は、仮換地明細図（写）及び仮換地証明書（写））
- 土地利用計画図（計画GL）  
土地の現況平面図（現況GL）  
土地の縦横段図（切盛土の程度がわかるもの）
- 道路台帳現況平面図（道路管理課で発行）

- ※1 同一とみなされる者とは、法人の場合においては同系列会社である者、個人の場合においては親族（3親等以内）等です。
- ※2 一体的な利用が可能な土地や同一又は同一とみなされる者が所有する土地が隣地に存在する場合は、その土地も含めた登記簿謄本（写）をご提出ください。  
また、土地の登記簿謄本上の所有権者と事業者が異なる場合は、所有権者が計画について把握・承認していることを別途資料にて確認する場合があります。
- ※3 土地区画整理事業地内の場合は、上記の資料に加え、次のいずれかの資料の提出が必要となります。
- ・使用収益開始証明書（写）
  - ・土地区画整理法第76条許可書（写）等